

○伊賀市会社更生法及び民事再生法に基づく手続開始決定者の入札参加資格取扱要領

平成25年12月 2 日告示第222号

伊賀市会社更生法及び民事再生法に基づく手続開始決定者の入札参加資格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市一般競争入札実施要綱（平成16年伊賀市告示第92号。以下「入札実施要綱」という。）第4条の規定により一般（指名）競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）があると認定した者のうち、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）の入札参加資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(再申請の通知)

第2条 更生手続等開始決定者が再度の入札参加資格の審査（以下「再審査」という。）の申請（以下「再申請」という。）を希望するときは、再度の一般（指名）競争入札参加資格審査の申請希望通知書（様式第1号）により再申請を行う旨を市長に通知しなければならない。

(再申請の受付)

第3条 市長は、更生手続等開始決定者から前条の規定による通知を受けたときは、通知を受け付けた日の翌日から起算して7日以内に更生手続等開始決定者に対し、再申請の受付について再度の一般（指名）競争入札参加資格審査の申請受付開始通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 再申請の受付期間は、2日間とする。

(再申請の提出書類)

第4条 再申請をする者（以下「再申請者」という。）は、再申請を希望する業種について次に掲げる書類を提出するものとする。この場合において、書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (1) 伊賀市入札参加資格に関する要綱（平成16年伊賀市告示第90号）第3条第3項に規定する申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 営業所一覧表
- (3) 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の7別記様式第25号の11別紙二及び別紙三に準じるものをいう。）
- (4) 更生又は再生手続開始の決定書の写し

- (5) 貸借対照表及び損益計算書
- (6) 更生又は再生手続開始の決定時以降の定款及び役員等を証する書類

2 前項の提出書類の作成時期等は、それぞれ次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請書は、貸借対照表を作成する基となった時点のもの
- (2) 営業所一覧表は、更生又は再生手続開始の決定時以降のもの
- (3) 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料は、貸借対照表を作成する基となった時点のもの
- (4) 貸借対照表は、更生又は再生手続開始の決定時以降の時点のもの
- (5) 損益計算書は、貸借対照表を作成する基となった時点までの1年間におけるもの
(ヒアリング等)

第5条 市長は、再申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し必要な資料の提出を再申請者に求めるものとする。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事の施工体制
- (3) 下請業者、資材業者等との業務の協力状況
- (4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 更生又は再生計画案作成の方針（更生又は再生計画認可の決定後においては更生又は再生計画の遂行状況）
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項のヒアリング結果を入札参加資格再審査ヒアリング結果総括表（様式第3号）に記載する。

（総合点の算定）

第6条 市長は、総合点の算定については、第4条第2項第3号により貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として算定するものとする。

（審査会の設置）

第7条 市長は、再申請者の適格の判定及び格付の審査の適正を期するため、伊賀市入札参加資格審査会規程（平成16年伊賀市訓令第40号）第1条に規定する伊賀市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）により再審査を行わせるものとする。

（再審査）

第8条 審査会は、次に掲げるところにより、再審査を行うものとする。

- (1) 入札実施要綱第4条に定める資格を有しない者については、入札参加資格がないと認定する。
- (2) 前号に掲げる者以外の者については、第4条の提出書類及び第5条のヒアリングの結果を総合的に勘案し認定するものとする。ただし、建設工事登録業者のうち総合点を付与しているものは、第6条により算定した総合点を付与し、そのうち格付区分を設けている工事種別については格付を付して資格があると認定し、格付区分を設けていない工事種別については格付を付せず資格があると認定するものとする。
- (3) 前号に掲げる総合点の付与について、審査会が必要と認めるときは、当該総合点の20パーセントの範囲内の点数を減じて算定することができるものとする。

2 再審査は、再申請を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に行うものとし、再審査により入札参加資格の認定を行ったときは、従前に入札参加資格を取り消すとともに、直ちに当該審査結果を再度の一般（指名）競争入札参加資格審査の結果通知書（様式第4号）により、再申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期限）

第9条 前条第1項第2号により認定された入札参加資格の有効期限は、当該入札参加資格が認定されたときから次期の定期の入札参加資格審査に基づく入札参加資格の認定のときまでとする。

（その他）

第10条 市長は、更正手続等開始決定者のうち再審査を受けた者については、再審査の結果に基づき、通常の入札参加資格を有する者と同様の取扱いをするものとする。

附 則

この告示は、平成25年12月2日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第8条関係）